**平成２３年（フ）第６６８８号**
大阪府茨木市大池１丁目１番17号、前住所大阪府茨木市玉瀬町40番11号
破産者　八阪　和美
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６６９０号**
大阪市平野区長吉長原３丁目16番26―603号、住民票上の住所兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２　５―101
破産者　寺西　惠子（旧姓港）
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６７１０号**
大阪府茨木市横江１丁目８番10号、前住所大阪府茨木市小川町９番618号
破産者　ロベール商会こと　上田　鐵男
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６７１１号**
大阪市東成区玉津２丁目14番34号
破産者　田辺　耕平
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６７８４号**
大阪府河内長野市滝畑402―７　松田方、開始決定時の住所大阪市浪速区敷津東２丁目１番24―1610号
破産者　北野　敏男
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６８４７号**
大阪市淀川区十三本町２丁目16番１号　神津マンション301号
破産者　山本　茂樹
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６９７９号**
大阪府八尾市宮町６丁目６番53号
破産者　湖山　良男
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６９８１号**
大阪府八尾市八尾木北６丁目166番地　メゾンド石本305号
破産者　アイランド商会こと　福原　秀紀
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０２９号**
大阪府豊中市清風荘１丁目７番17―502号
破産者　中村　和昭
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０３４号**
大阪市大正区泉尾４丁目14番30―203号
破産者　加藤　光治
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１１８４号**
神戸市兵庫区新開地６丁目３―22―111号室、住民票上の住所神戸市西区南別府３丁目16番地の５　クレールカーサ102号
破産者　山谷　昇司
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１１９７号**
神戸市須磨区板宿町３丁目15番15号
破産者　柳原淑子こと　柳　　汀淑
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５１７号**
大阪市大正区小林西２丁目11番６号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市大島２丁目９番16号
破産者　大迫建工こと　大迫おさむ
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第８４４号**
兵庫県尼崎市栗山町２丁目21―７、住民票上の住所兵庫県尼崎市上坂部２丁目２番31号、前住所奈良県奈良市肘塚町16番地の５
破産者　栄夢携自動車販売こと　小林　隆成
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第４６９号**
大分県大分市はなの森２―４　ビップハイツＭⅡ202、申立時の住所佐賀県鳥栖市曽根崎町1194番地１　ヌーベルシェトワＶ201
破産者　川上　恵子
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２０６号**
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島103―２、住民票上の住所佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2448番地４
破産者　八田　保成
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２２４号**
佐賀県佐賀市鍋島１丁目７番25号
破産者　鮎川　昭二
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３５６号**
佐賀県佐賀市北川副町大字光法1223番地10
破産者　福田ツタエ
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０２９号**
熊本県上益城郡甲佐町大字府領2182番地９
破産者　古城重美子
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部